

就学前のお子さんがいる保護者の方へ

宇治市の母子保健事業のご案内

当課では、母子(親子)健康手帳の発行や
妊産婦健診の助成、各種乳幼児予防接種事業、乳幼児
健康診査等を行っています。ご不明な点がございましたら、
お気軽にご相談ください。



1. 保健調査票ご記入のお願い

本市では、法律に基づき他市町村で受けられた予防接種について登録し、予防接種の履歴を管理しています。また、乳幼児健診履歴についても、法律に基づき転入前市町村の健診情報を把握しています。

お手数ですが、「**保健調査票**」にご記入いただき、最後に受けた乳幼児健診結果（**3～4 か月児、1 歳 6～8 か月児、3 歳児健診のいずれか**）のコピーを添付し、窓口に提出又は返送してください。

＜提出していただくもの＞

- ・保健調査票
 - ・最後に受けた乳幼児健診結果のコピー[母子(親子)健康手帳のコピー]
- ※3～4 か月児、1 歳 6～8 か月児、3 歳児健診のいずれかをお願いします。

2. 予防接種の受け方について

- 対象年齢や接種場所については、「お子さんの予防接種について（ご案内）」の綴りをご覧ください。
- お子さんの年齢・月齢に合わせて、接種スケジュールを組んで接種をしてください。
- 近年予防接種は、法律改正が相次いでいます。その際には、市政だよりにて広報を予定していますが、**最新情報は宇治市役所ホームページのトピックス**に載せますので、ご活用ください。

宇治市ホームページアドレス

<http://www.city.uji.kyoto.jp/> 又は 「宇治市役所」で検索

3. 乳幼児相談について

当課では、就学前のお子さんを対象に、「**乳幼児相談**」を実施しています。

子育てのことや食事の悩み、お子さんの発達等のことでお悩みの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご利用ください。各種計測（身長・体重）も実施しています（予約制・利用料無料）。日程や詳細については、「宇治市ホームページ」をご参照ください。

4. 乳幼児健康診査について

下記のとおり、乳幼児健康診査を行っています。3 か月児健診から 3 歳児健診までは、**対象月の前月に日程等を個別通知**しています。（転入された時期により、該当月が差し迫っている場合は、通知が間に合わないことがあります。電話にてお問い合わせください。）5 歳児健診については、対象年度の4～5月頃に個別通知しています。

★本市の乳幼児健康診査★

実施している乳幼児健診	対象	受診可能な年齢	実施場所
3 か月児健診	満 4 か月になる児	6 か月未満	＜集団健診＞ 詳細は、個別通知でご確認ください。
10 か月児健診	誕生日の前月から 誕生月の月末	対象年齢と同じ	＜個別健診＞ 協力医療機関※a
1 歳 8 か月児健診	1 歳 9 か月前後の児	2 歳未満	＜集団健診＞ 詳細は、個別通知でご確認ください。
3 歳児健診	3 歳 6 か月前後の児	4 歳未満	
5 歳児健診	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれの児	実施年度の 4 月 1 日に宇治市に住民 登録のある年中児	就園している所属 園または指定医療 機関等

※a…協力医療機関は個別通知時に、リストを同封しています。

5. 離乳食教室について

当課では「**離乳食教室**」を実施しています。

栄養士が赤ちゃんの発達に合わせた離乳食の話や作り方の説明を行い、保護者が試食をする教室になっています。対象月は、お子さんのお誕生日月で決まっています。**教室の案内ちらしは 3 か月児健診の案内に同封します。**事前に予約※a が必要な教室になりますので、詳しくは「宇治市ホームページ」をご参照ください。

※a 対象月の月初めより予約開始になります。定員になり次第申し込みを締め切らせていただいています。

6. 母子(親子)健康手帳について

転入前に使用されていた母子(親子)健康手帳を、そのまま使用することができます。万が一、紛失等された場合は、当課までご相談ください。

【お問い合わせ・返送先】

宇治市 保健推進課 親子健康係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地
(TEL) 0774-22-3141 (代)
(FAX) 0774-21-0408